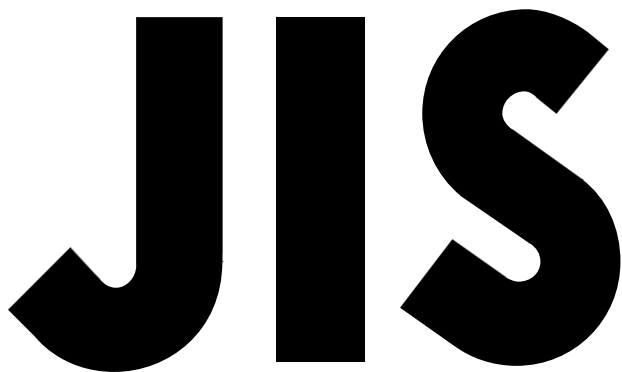




締結用部品－検査文書

JIS B 1093 : 2020

(ISO 16228 : 2017)

(JFRI/JSA)

令和 2 年 11 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
	秋 山 進	株式会社デンソー（公益社団法人自動車技術会）
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	久 田 真	東北大学
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 迺 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.11.20

官 報 掲 載 日：令和 2.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本ねじ研究協会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3436-4988)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 検査	3
4.1 材料の検査文書の種類	3
4.2 締結用部品の検査の種類	3
4.3 締結用部品検査文書の種類	3
5 締結用部品検査文書の要求事項	5
5.1 一般	5
5.2 検査文書のデータの保管	5
5.3 トレーサビリティ	5
5.4 検査文書の作成元	5
5.5 委託試験及び／又は検査	6
5.6 抜取り	6
5.7 試験・検査結果の報告	6
5.8 締結用部品の種類ごとに記載する最低限の結果	7
5.9 検査文書の発効	9
6 締結用部品検査文書の種類ごとに必要な内容	9
6.1 一般	9
6.2 締結用部品適合性申告 F2.1 の内容	10
6.3 締結用部品試験報告 F2.2 の内容	11
6.4 締結用部品試験報告 F3.1 の内容	12
6.5 締結用部品試験報告 F3.2 の内容	13
7 検査文書の修正	13
8 検査文書の送付	13
附属書 A（参考）検査文書の例	14
附属書 B（参考）締結用部品に適用するコード番号	21
参考文献	29
解 説	31

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本ねじ研究協会（JFRI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

締結用部品－検査文書

Fasteners—Types of inspection documents

序文

この規格は、2017年に第1版として発行された **ISO 16228** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、注文時に購入者の特定の要求に応じて、締結用部品製造業者、卸売業者及び／又は外部認証責任者が発行する、次に示す各種の締結用部品検査文書について規定する。

- － 適合性申告 (F2.1)
- － 試験報告 (F2.2, F3.1 及び F3.2)

注記 1 一般には“証明書”(certificate)という用語が使用されるが、締結用部品検査文書で使用する用語は“試験報告”(test report)である。

この規格は、注文、関連規格及び／又は指定した要求事項と併せて、各締結用部品検査文書の内容に関する要求事項を規定する。

この規格は、鋼、ステンレス鋼、非鉄金属又は非金属材料で作られたボルト、小ねじ、植込みボルト、ナット、座金、ピン、リベットなどのような完成した締結用部品に適用可能とする。

この規格は、他の手順を必要とする特殊目的又は特別に設計された用途（例えば、初期サンプル）には適用しない。

検査文書の例を**附属書 A**に、締結用部品検査文書の項目を識別するコード番号体系の例を**附属書 B**に記載する。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 16228:2017, Fasteners—Types of inspection documents (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 1051 炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルト－並目ねじ及び細目ねじ

注記 対応国際規格：**ISO 898-1**, Mechanical properties of fasteners made of carbon steel and alloy steel